余市町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

1　この要綱は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、余市町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2　この要綱でいう、ひとり親世帯等とは保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に掲げる世帯に該当する世帯をいう。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第２項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

（2）母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者

（3）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

（4）療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

（5）精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

（6）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

（7）国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

（8）その他町長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

3　私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する４月１日現在の満年齢で３歳・４歳・５歳児及び満３歳児（満３歳を迎え、新年度を待たずに入園した園児をいう。以下同じ。）の保護者（余市町在住者に限る）に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、余市町は次に定める範囲内において補助を行うものとする。

（1）　階層区分ごとの補助限度額は別表１の基準による。

（2）　ひとり親世帯等の特例については別表２の基準による。

（3）　世帯の構成は、６月１０日時点の構成員をもってその世帯の構成員とし、満３歳児にあっては、満３歳に達した日、途中入園児にあっては、その入園日の構成員をもってその世帯の構成員とみなす。

（4）　満３歳児については、満３歳になった月から補助の対象とし、次の計算式によって得た金額を補助限度額とする。

階層区分ごとの補助限度額 ×（保育料の支払月数＋３）÷１５ 〔１００円未満は四捨五入とする〕

（5）　前号の計算式は、３～５歳の途中入退園児の在園期間においても適用する。

4　補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、保育料等減免措置に関する調書（第１号様式。以下「調書」という。）並びに徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類（園則など）を、余市町に提出するものとする。

5　余市町から補助金交付内定を受けた私立幼稚園の設置者は、補助金交付申請書（第２号様式）、事業計画書（第３号様式）及び保育料等減免方法報告書（第４号様式）を提出するものとする。また、途中入園児については、入園月の末日までに調書を提出するものとし、２月以降に入園予定者がある場合には、１月中に予定で計上して提出するものとする。なお、余市町において、市町村民税所得割課税（非課税）状況が確認できない場合は、その状況のわかる書面を添付するものとする。ただし、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護を受けている世帯にあっては、福祉事務所長の証明書によって代えることができるものとする。

6　余市町は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

7　途中入退園者については、３月１日に在園状況を確認し、補助金変更交付申請書（第２－２号様式）、変更事業計画書（第３－２号様式）及び変更交付分の保育料等減免方法報告書（第４－２号様式）を提出するものとする。

8　余市町は、補助金変更交付申請書の提出を受けたときは、補助金の変更交付をするか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

9　私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後１５日以内又は３月末日までのいずれか早い日までに実績報告書（第５号様式）を余市町に提出するものとする。

10　補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした減免確認書（第６号様式及び第６－２号様式）を備えておかなければならない。

この場合において、余市町は、補助金交付の事務処理上必要と認める場合は、減免確認書の提出を求めることができる。

附　則

1　この要綱は、公布の日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

2　余市町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は廃止する。

附　則（一部改正）

この要綱は、平成２７年５月２８日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（一部改正）

この要綱は、平成２８年５月１８日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（一部改正）

この要綱は、平成２９年６月１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

別表１

【階層区分ごとの補助限度額一覧】

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">階　層　区　分</th><th rowspan="2">補助対象経費</th><th colspan="3">補　助　限　度　額</th></tr>
<tr><th>第１子</th><th>第２子</th><th>第３子以降</th></tr>
<tr><td rowspan="6">私立</td><td>①</td><td>生活保護法の規定による保護を受けている世帯</td><td rowspan="6">入園料、保育料の合計額</td><td>年額
277,200円</td><td>年額
277,200円</td><td>年額
277,200円</td></tr>
<tr><td>②</td><td>当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯</td><td rowspan="3">244,800円</td><td rowspan="3">277,200円</td><td rowspan="3">277,200円</td></tr>
<tr><td>③</td><td>当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯</td></tr>
<tr><td>④</td><td>当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が　77,100円以下の世帯</td><td>125,300円</td><td>200,700円</td><td>277,200円</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,200円以下の世帯</td><td>56,000円</td><td>166,500円</td><td>277,200円</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>上記区分以外の世帯</td><td>―</td><td>138,600円</td><td>277,200円</td></tr>
</table>

注１．上記の市町村民税の所得割課税額(補助基準額)は、夫婦(片働き)と16歳未満の子ども２人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合は早見表に読み替える。

２．世帯構成員中２人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。

３．途中入退園及び休園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。　上記単価×（保育料の支払い月数＋３）÷15（百円未満を四捨五入）

４．実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。

５．所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

６．保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を利用する就学前の兄・姉を有する園児は第２子以降の優遇措置の対象とする。

７．多子世帯の負担軽減を図るため、④階層（市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯）以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、⑤階層（市町村民税の所得割課税額77,101円以上の世帯）以上の世帯については、従前のとおり小学校３年生までの兄・姉の数に応じた多子計算とする。多子計算に係る兄・姉については、年齢に上限を設けないが、生計を一にする者に限る。

８．⑤階層以上の世帯において、兄・姉が就学免除等により、小学校に就学していない場合や特別支援学校小学部に在籍している場合でも、小学１～３年生就学年齢と同一年齢であれば算定対象人数に含める。
　なお、本来の就学年齢が小学校４年生以上であっても、就学免除等により小学校３年生までの学年に在籍する兄・姉を有する園児については、第２子以降の優遇措置の対象とする。
　また、小学校１～３年生までに双子もしくは三つ子以上の兄・姉を有する園児は、第３子以降扱いとする。

別表２

【ひとり親世帯等について】

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">階　層　区　分</td><td rowspan="2">補助対象経費</td><td colspan="3">補　助　限　度　額</td></tr>
<tr><td>第１子</td><td>第２子</td><td>第３子以降</td></tr>
<tr><td rowspan="3">私立</td><td>②</td><td>当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯</td><td rowspan="3">入園料、保育料の合計額</td><td rowspan="2">年額
277,200円</td><td rowspan="2">年額
277,200円</td><td rowspan="2">年額
277,200円</td></tr>
<tr><td>③</td><td>当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯</td></tr>
<tr><td>④</td><td>当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯</td><td>244,800円</td><td>277,200円</td><td>277,200円</td></tr>
</table>